

H25. 2.19 富良野市中小企業振興促進審議会

富良野市中小企業資金融資制度の見直し（案）について

1 変更点

| 資金名 | 変更点 | 変更の理由など | |
|---|--|--|---|
| 中小企業振興資金 | ①用途 運転資金、設備資金→事業資金 ②融資の限度額 1000万円→1500万円 ③融資の条件を保証協会の保証付から必要により保証協会の保証付に変更 ④利率の0.5%→1% 既存事業者に対する貸付 | ①道融資に準じて名称変更 ②設備資金に対応、中小企業金融円滑化法の終了、セーフティネット保証の制限など中小企業者の厳しい環境に対応 ③金融機関は弾力的に融資が可能 ※情報近代化資金、土地購入資金の廃止の代替に当該資金で対応 | |
| 商 工 業 パ ワ ー ア ッ プ 資 金 | チャレンジ資金 | ①対象を新規開業者に限定 ②事業開始後5年以内を対象 ③用途 運転資金、設備資金→事業資金 ④新たな事業分野へ進出する中小企業者を対象外 ⑤保証料の1/2を新たに補給 新規開業者に対する貸付 | ①空き店舗等への新規出店など新規開業者を対象を絞り、商業を中心とした活性化に重点支援 ②新規開業者が経営の軌道に乗るまで対応。国や道の創業関連の融資と歩調 ③道融資に準じて名称変更 ④中小企業振興資金で対応 ⑤新規開業者に支援拡充 |
| | 共同施設資金 | ①融資対象者の文言整理 ②保証料の1/2を新たに補給 団体に対する貸付 | ②団体の取組みに支援拡充 【現時点で対象となる団体等】 ・新相生商店街振興組合 ・富良野五条商店街振興組合 ・山部商業協同組合 |
| | 中心市街地活性化資金 | ①融資対象者の文言整理 ②用途 運転資金、設備資金→設備資金 ③対象エリアを中心市街地区域内に限定 ④保証料の1/2を新たに補給 エリア（中心市街地）に対する貸付 | ②ハード面の整備に対応し、運転資金は中小企業振興資金で対応 ③中心市街地区域内の商店街等の活性化に支援拡充 |
| | 情報近代化資金 | ①廃止 | ①中小企業振興資金、その他の商工業パワーアップ事業で対応 |
| | 土地購入資金 | ①廃止 | ①中小企業振興資金、その他の商工業パワーアップ事業で対応 |
| 小口緊急特別資金 | 変更なし | | |

※その他、商工業パワーアップ資金は、投資を目的とした資金であることから5年・7年以内の償還期間に対しても1年以内の据置を認め、借入者の初期償還の負担を軽減

※その他、商工業パワーアップ資金、小口緊急特別資金の融資条件で、道の融資制度と歩調し、連帯保証人（金融庁から金融機関に対しての監督指針）、担保設定（道融資に準じ）の条件を削除